

●契約概要●

楽天生命認知症保険／認知症保険（払戻金なし）

この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。
ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
「契約概要」は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。支払事由の詳細や制限事項等やご契約の内容に関する事項の詳細については、「ご契約のしおりー約款」に記載していますのでご確認ください。

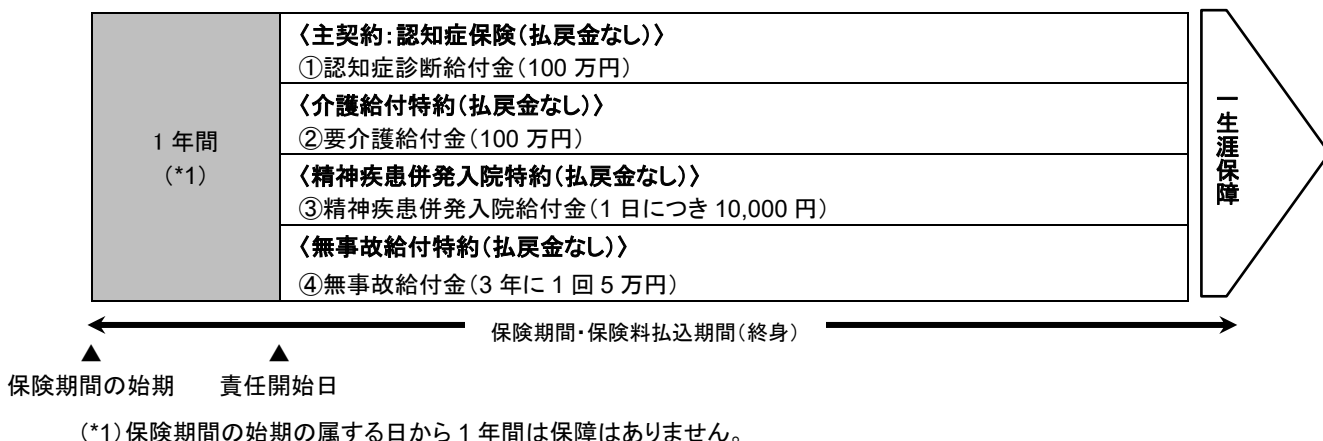
特徴

- ◇初めて認知症と診断確定された場合に認知症診断給付金をお支払いします。
- ◇介護給付特約（払戻金なし）や精神疾患併発入院特約（払戻金なし）を付加すれば、保障内容をさらに充実させることができます。
認知症診断給付金が支払われた場合、以後の特約の保険料の払込みは不要です。
- ◇無事故給付特約（払戻金なし）を付加した場合、認知症と診断確定されなければ3年ごとに無事故給付金をお支払いします。
- ◇死亡時の保障および解約時の払戻金はありません。

しくみ・ご契約例

以下は代表的な事例です。お申込みいただく内容については、「保険料の試算ページ」でご確認ください。
特約については、ご契約された特約のみ給付金の支払対象となります。

主契約：認知症保険（払戻金なし） 認知症診断給付金額：100万円
特約：介護給付特約（払戻金なし） 要介護給付金額：100万円
精神疾患併発入院特約（払戻金なし） 入院給付金日額：10,000円
無事故給付特約（払戻金なし） 無事故給付金額：5万円
保険期間・保険料払込期間：終身
保険料払込方法：月払（口座振替扱またはクレジットカード扱）



保障内容

※保障内容の詳細は、「ご契約のしおりー約款」でご確認ください。

認知症保険（払戻金なし）および認知症保険（払戻金なし）に付加できる特約の責任開始日は、保険期間の始期（申込みを受けた時）の属する日から、その日を含めて1年を経過した日の翌日です。
責任開始日前に診断確定された認知症や、責任開始日前の要介護認定、精神疾患等はお支払いの対象とはなりません。

◇主契約: 認知症保険(払戻金なし)

給付金の種類	支払事由	支払額	支払限度
①認知症診断給付金	責任開始日以後に、責任開始日前を含めて初めて認知症(⇒約款別表 26)と診断確定されたとき(*1)	認知症診断給付金額	1 回

(*1) 認知症の診断確定は、認知機能検査および画像検査によりなされることを要します。ただし、認知機能検査および画像検査を受けられない場合で、他の所見によって認知症と医師により診断確定され、その診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、認知機能検査および画像検査を行わない方法による診断確定を認めることがあります。

◇介護給付特約(払戻金なし)

給付金の種類等	支払事由・免除事由	支払額等	支払限度
②要介護給付金	責任開始日以後に、次のすべてに該当したとき ①責任開始日前を含めて初めて認知症(⇒約款別表 26)と診断確定されたとき(*1) ②公的介護保険制度にもとづく要介護 1 以上の状態(⇒約款別表 2)に該当すると認定され、その認定の有効期間中であるとき	要介護給付金額	1 回
特約の保険料の払込みの免除	主契約の認知症診断給付金が支払われ、要介護給付金の支払事由が生じていないとき	将来に向かって特約の保険料の払込みを免除します。	—

(*1) 認知症の診断確定は、認知機能検査および画像検査によりなされることを要します。ただし、認知機能検査および画像検査を受けられない場合で、他の所見によって認知症と医師により診断確定され、その診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、認知機能検査および画像検査を行わない方法による診断確定を認めることがあります。

◇精神疾患併発入院特約(払戻金なし)

給付金の種類等	支払事由・免除事由	支払額等	支払限度
③精神疾患併発入院給付金	責任開始日以後に、次のすべてに該当したとき ①責任開始日前を含めて初めて認知症(⇒約款別表 26)と診断確定されたとき(*1) ②①に該当した日以後、責任開始日以後に生じた精神疾患(⇒約款別表 27)の治療を目的として入院(*2)したとき	入院給付金日額 × 入院日数	通算支払限度なし
特約の保険料の払込みの免除	主契約の認知症診断給付金が支払われたとき	将来に向かって特約の保険料の払込みを免除します。	—

(*1) 認知症の診断確定は、認知機能検査および画像検査によりなされることを要します。ただし、認知機能検査および画像検査を受けられない場合で、他の所見によって認知症と医師により診断確定され、その診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、認知機能検査および画像検査を行わない方法による診断確定を認めることがあります。

(*2) 入院とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、所定の病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。(⇒約款別表 2)

◇無事故給付特約(払戻金なし)

給付金の種類	支払事由	支払額	支払限度
④無事故給付金	契約日(保険期間の始期の属する月の翌月 1 日)以後 3 年ごとの契約応当日(*1)の前日までに、主契約の認知症診断給付金の支払事由に該当せず生存しているとき	無事故給付金額	3 年に 1 回 通算支払限度なし

(*1) ご契約後の保険期間中に迎える、毎年の契約日に対応する日のことをいいます。

給付金のお支払いや保険料の払込みの免除ができない場合があります。詳しくは、「注意喚起情報」、「ご契約のしおりー約款」をご覧ください。

お支払いに際しての制限事項等

①認知症診断給付金	●認知症診断給付金の支払事由が生じたとき、認知症保険（払戻金なし）は消滅します。 ただし、認知症診断給付金が支払われる場合で、介護給付特約（払戻金なし）または精神疾患併発入院特約（払戻金なし）が付加されているときは、認知症保険（払戻金なし）は消滅せずに継続します。
②要介護給付金	●要介護給付金が支払われたとき、介護給付特約（払戻金なし）は消滅します。 ●介護給付特約（払戻金なし）の給付にかかわる公的介護保険制度等が将来変更されたときは、主務官庁の認可を得て要介護給付金の支払事由を変更することがあります。
④無事故給付金	●主契約の認知症診断給付金の支払事由が生じたとき、無事故給付特約（払戻金なし）は消滅します。 ●無事故給付金が支払われた後、主契約の認知症診断給付金の支払事由に該当していたことが判明し、お支払いすべき給付金等があるときは、お支払いすべき金額からすでに支払われた無事故給付金額を差し引きます。お支払いすべき金額がすでに支払われた無事故給付金額に不足する場合や、お支払いすべき給付金等がない場合には、不足する金額またはすでに支払われた無事故給付金を返還していただきます。

その他の付加できる特約について

特約	特約の内容
指定代理請求特約	被保険者が給付金を請求できない特別な事情があるときは、あらかじめ指定された指定代理請求人が給付金を請求することができます。 ※指定代理請求人は、次のいずれかの範囲内で1名を指定してください。 ①被保険者の戸籍上の配偶者 ②被保険者の3親等内の親族 ③被保険者と同居または生計を一にする者(*1) ④被保険者の療養看護に努めるかまたは被保険者の財産管理を行っている者(*1) ⑤その他③および④の者と同等の者(*1)

(*1) 当社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、給付金を請求すべき適当な理由があると当社が認めた場合に限りです。

責任開始日(*1)前に認知症と診断確定されていた場合の取扱い

◇被保険者が、責任開始日前(復活の場合は、復活の際の責任開始期前)に認知症と診断確定されていた場合には、契約者または被保険者がその事実を知っているかいないにかかわらず、認知症保険(払戻金なし)または認知症保険(払戻金なし)の復活は無効となります。

◇この場合、すでに払い込まれた認知症保険(払戻金なし)の保険料(復活の場合には、復活の際の延滞保険料および復活以後の保険料)は契約者に返します。ただし、告知前に被保険者が認知症と診断確定されていた事実を契約者、被保険者のいずれか一人でも知っていたときは、返金しません。

※特約が付加されている場合は特約の保険料を含みます。

(*1) 保険期間の始期(申込みを受けた時)の属する日から、その日を含めて1年を経過した日の翌日

解約時の払戻金について

◇この保険は解約払戻金をなくす仕組みとしています。この仕組みで保険料の計算をしているため、その分割安な保険料となっています。ご契約の際には、解約払戻金がないことをご確認いただいたうえでお申込みください。

その他ご確認いただきたい事項

- ◇介護給付特約(払戻金なし)・精神疾患併発入院特約(払戻金なし)が付加されている場合には、認知症診断給付金が支払われた後も、保険契約は消滅せずに継続し、認知症診断給付金の支払事由発生日の翌月以後の保険料(特約の保険料を含みます。)の払込みは不要となります。付加された介護給付特約(払戻金なし)・精神疾患併発入院特約(払戻金なし)がすべて消滅した場合には、認知症保険(払戻金なし)は消滅します。
- ◇主契約および無事故給付特約(払戻金なし)には保険料の払込みの免除のお取扱いはありません。
- ◇この保険には死亡保険金、満期保険金および契約者配当金はありません。
- ◇この保険には契約者貸付制度および保険料の自動振替貸付制度はありません。
- ◇この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。詳細は「注意喚起情報」をご覧ください。

生命保険に関するお問い合わせ、苦情・ご相談は

◇生命保険に関するお問い合わせ、苦情・ご相談は楽天保険の総合窓口でお受けしています。

楽天保険の総合窓口

0120-977-010 (無料)

受付時間 9:00～18:00 年末年始を除く

※当社委託先が承ります。

楽天生命保険株式会社

〒107-0062 東京都港区南青山 2-6-21 楽天クリムゾンハウス青山

1-2021-088(2022.4.2)

無事故給付特約（払戻金なし）についてご注意ください

無事故給付特約（払戻金なし）の無事故給付金は、契約日から3年経過するごとに無事故給付金の支払事由に該当している場合にお支払いします。3年ごとに無事故給付金をお支払いするために、払い込まれた特約保険料の一部を下記の例表のとおり積み立てていますが、無事故給付特約（払戻金なし）は解約時等の払戻金がない商品のため、この積み立てた金額については、**保険期間の途中で特約を解約した場合や特約が消滅した場合に払戻しはいたしません。**

無事故給付金額10万円の場合の例表

(単位：円)

経過年数	契約年齢					
	男性			女性		
	50歳	60歳	70歳	50歳	60歳	70歳
1年	30,750	29,990	28,370	30,900	30,160	28,490
2年	63,040	61,670	58,960	63,290	61,870	58,980
3年	96,940	95,150	91,960	97,250	95,220	91,600
4年	27,570	24,960	20,130	28,020	25,200	19,930
5年	59,760	56,510	50,690	60,290	56,740	50,380
6年	93,610	89,960	84,160	94,150	89,990	83,390
7年	24,100	19,550	11,910	24,790	19,740	11,330
8年	56,190	50,980	42,540	56,930	51,130	41,840
9年	89,990	84,460	76,850	90,680	84,340	75,670
10年	20,330	13,790	4,010	21,160	13,830	3,040
11年	52,320	45,110	34,770	53,180	45,100	33,730
12年	86,090	78,750	70,390	86,820	78,400	68,990
13年	16,260	7,760	0	17,130	7,600	0
14年	48,150	39,030	27,590	49,010	38,810	26,390
15年	81,910	73,030	65,260	82,570	72,420	63,870
16年	11,880	1,640	0	12,690	1,250	0
17年	43,660	32,940	21,220	44,430	32,470	20,030
18年	77,450	67,620	61,740	77,950	66,700	60,610
19年	7,190	0	0	7,840	0	0
20年	38,880	27,050	15,660	39,470	26,310	14,680
21年	72,780	62,810	59,980	73,040	61,690	59,110
22年	2,240	0	0	2,680	0	0
23年	33,870	21,490	11,020	34,230	20,600	10,330
24年	68,060	58,940	60,050	68,030	57,810	59,280
25年	0	0	0	0	0	0
26年	28,780	16,400	8,030	28,880	15,480	7,560
27年	63,530	56,320	59,950	63,180	55,370	59,210
28年	0	0	0	0	0	0
29年	23,780	11,820	5,920	23,590	11,010	5,610
30年	59,450	55,140	60,100	58,820	54,410	59,360
31年	0	0	0	0	0	0
32年	19,010	7,790	3,640	18,580	7,180	3,490
33年	56,090	55,340	60,530	55,360	54,720	59,760
34年	0	0	0	0	0	0
35年	14,530	4,560	1,200	13,990	4,180	1,210

●契約年齢とは契約日における被保険者の年齢のことをいい、満年齢で計算します。

注意喚起情報

楽天生命スーパー医療保険／終身医療保険 2018

楽天生命スーパー医療保険 戻るんです／終身医療保険 2018 健康還付特則付

楽天生命あんしんプラス（女性サポート）／女性疾病保険

楽天生命スーパーがん保険／終身がん治療保険（払戻金なし）

楽天生命スーパー終身保険／低解約払戻金型終身保険

楽天生命スーパー定期保険／1年定期保険

楽天生命認知症保険／認知症保険（払戻金なし）

この「注意喚起情報」は、ご契約の申込みに際して特に注意していただきたい事項やお客さまにとって不利益となる事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、申込みいただきますようお願いいたします。

※ご契約の内容に関する事項については、「契約概要」「ご契約のしおりー約款」にも記載していますので、あわせてご確認ください。

1 終身医療保険 2018 健康還付特則付に加入する場合には、以下の事項にご留意ください

- ◇終身医療保険 2018 健康還付特則付は、健康還付給付金をお支払いするため、健康還付特則を付加していない終身医療保険 2018 に比べ、月払保険料が高くなります。
- ◇健康還付給付金の支払額は、主契約の入院給付金等（※1）のお支払いがない場合、主契約の健康還付給付金支払基準日（※2）の前日までの払込保険料累計額と同額（既払込保険料相当額）となります。特約が付加されている場合、特約の保険料は含まれません。
- ◇健康還付給付金は、健康還付給付金支払基準日の前日までの主契約の払込保険料累計額および主契約の入院給付金等の合計額にもとづき計算します。主契約の入院給付金等の合計額が、その時までの主契約の払込保険料累計額を上回る場合、健康還付給付金はありません。
- ◇健康還付給付金受取後も、終身医療保険 2018 健康還付特則付および特約の保険期間・保険料払込期間に変更はありません。引き続き保険料の払込みが必要です。

※1 終身医療保険 2018 健康還付特則付の入院給付金、手術給付金、放射線治療給付金、骨髄ドナー給付金

※2 健康還付給付金支払年齢に到達する年単位の契約応当日

2 申込日から 20 日以内であれば、申込みの撤回等ができます(クーリング・オフ制度)

- ◇ご契約の申込日からその日を含めて 20 日以内であれば、書面または電磁的記録によりご契約の申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。郵便または当社ホームページ所定の通知フォームにより当社あてにご通知ください。

※お手続きの詳細については「ご契約のしおりー約款」をご覧ください。

3 健康状態・職業等についてありのままを告知してください(告知義務)

告知義務について

- ◇契約者や被保険者には健康状態・職業等について告知していただく義務(告知義務)があります。ご契約に

あたっては、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、現在の健康状態、身体の障害状態、職業等、当社がおたずねすることについて、事実をありのまま正確にもれなくお知らせ(告知して)ください。

- ◇生命保険募集人(募集代理店や当社の電話オペレーター等を含みます。)には告知を受ける権限がないため、生命保険募集人に口頭でお話されても告知したことにはなりませんのでご注意ください。

正しく告知いただけない場合

- ◇故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、責任開始日(※3)から2年以内であれば、「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。責任開始日(※3)から2年を経過していても、保険金・給付金の支払事由が2年以内に生じていた場合には、ご契約を解除することがあります。
- ◇ご契約を解除した場合には、保険金・給付金の支払事由が生じていても、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。また、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、詐欺による取消しを理由として、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。(告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にもご契約が詐欺による取消しとなる場合があります。)

※3 認知症保険(払戻金なし)の場合は、保険期間の始期の属する日

傷病歴がある場合のご契約のお引受けについて

- ◇傷病歴等がある場合でも、その内容や保険種類によってはお引受けすることがあります。告知内容等により、お引受けできないこともあります。特別な条件をつけてお引受けすることもあります。
- ◇また、当社では保険料は割増しされていますが、通常の保険よりも引受基準を緩和した保険商品を取り扱っています。

4 申込内容等を確認させていただくことがあります

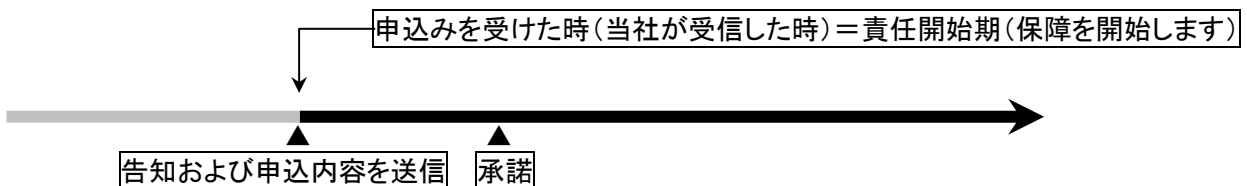
- ◇当社の社員または当社の委託を受けた者が、ご契約の申込みの際やご契約承諾後、または保険金・給付金の請求の際に、申込内容、告知内容、保険金・給付金の請求内容等について、確認させていただくことがあります。

5 ご契約の責任開始について

- ◇当社がご契約の申込みを承諾した場合の保障の開始は次のとおりです。

終身医療保険 2018、終身医療保険 2018 健康還付特則付、女性疾病保険、終身がん治療保険(払戻金なし)、低解約払戻金型終身保険、1年定期保険の場合

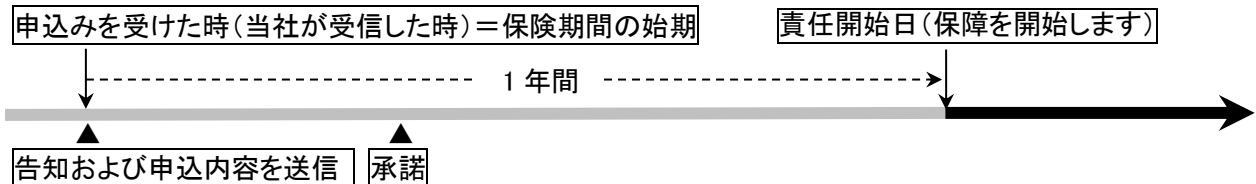
申込みを受けた時(契約者が入力した申込内容および告知を当社が受信した時)を責任開始期とし、責任開始期から保障を開始します。



認知症保険(払戻金なし)の場合

申込みを受けた時(契約者が入力した申込内容および告知を当社が受信した時)を保険期間の始期とし、保険期間の始期の属する日からその日を含めて1年を経過した日の翌日(責任開始日)から保障を開始しま

す。



- ◇当社の生命保険募集人(募集代理店や当社の電話オペレーターを含みます。)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、ご契約はお客さまからの申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ◇申込の日の属する月の翌々月の5日までに第1回保険料の払込みがない場合には、ご契約は無効となります。

6 保険金・給付金のお支払いができない場合があります

- ◇次のような場合には、保険金・給付金のお支払いや保険料の払込みの免除ができないことがあります。
 - ・支払事由に該当しない場合(例: 責任開始期前に生じたケガや病気を原因とする入院・手術等、責任開始日から90日以内に診断確定された悪性新生物・上皮内新生物を原因とする場合、保険期間の始期の属する日から1年以内に診断確定された認知症の場合等)
 - ・免責事由に該当している場合(例: 契約者・被保険者・受取人の故意または重大な過失により支払事由に該当した場合、責任開始日から3年以内の自殺の場合等)
 - ・告知義務違反によりご契約が解除された場合
 - ・詐欺によるものとしてご契約が取消しとなった場合
 - ・不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合
 - ・保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者・被保険者・受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約が解除された場合
 - ・保険料の払込みがなかったため、ご契約が失効している場合
- ◇保険金・給付金のお支払いができない場合等の詳細については「ご契約のしおりー約款」をご覧ください。

7 保険料は払込期月内に払込みください(ご契約の失効・復活)

- ◇第2回以後の保険料の払込期月は月単位の契約応当日の属する月の初日から末日までです。払込期月内に払込みがない場合に、払込猶予期間(払込期月の翌月1日から末日まで)を設けていますが、払込猶予期間内に保険料の払込みがないと、ご契約は猶予期間満了日の翌日から失効します。
- ◇ご契約が失効した場合でも、失効した日から一定期間内であれば所定の手続きをとっていただきご契約を復活させることができます。当社が復活を承諾した場合、延滞保険料を受け取った時(※4)から、ご契約の責任開始となります。健康状態によっては復活できない場合もあります。
- ◇認知症保険(払戻金なし)を復活する場合で、延滞保険料を受け取った時(※4)が、責任開始日(※5)前のときは、責任開始日(※5)からご契約の責任開始となります。

※4 告知前に受け取った場合は告知の時

※5 保険期間の始期の属する日からその日を含めて1年を経過した日の翌日

8 解約時の払戻金について

終身医療保険 2018、女性疾病保険、終身がん治療保険(払戻金なし)、認知症保険(払戻金なし)、1年定期保険の場合

- ◇保険契約を解約した場合の払戻金はありません。
- ◇終身医療保険 2018、女性疾病保険、終身がん治療保険(払戻金なし)、認知症保険(払戻金なし)およびこれらの保険種類に付加できる特約は、解約時に支払う払戻金をなくす仕組みとしています。この仕組みで保険料の計算をしているため、その分割安な保険料となっています。

終身医療保険 2018 健康還付特則付の場合

- ◇健康還付給付金支払基準日前に解約する場合に限り、解約払戻金があります。健康還付給付金支払基準日以後は、解約払戻金はありません。
- ◇解約払戻金は、性別・契約年齢・保険料の払込年月数および健康還付給付金支払基準日の前日までの主契約の入院給付金等の合計額により計算します。ご契約後短期間で解約された場合、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。また、主契約の入院給付金等の合計額によっては、解約払戻金が多くなる場合もあります。
- ◇健康還付給付金支払基準日の前日までに減額した場合は、減額部分について、解約払戻金がある場合には解約払戻金をお支払いします。健康還付給付金支払基準日以後に減額する場合は、解約払戻金はありません。
- ◇この保険に特約が付加されている場合、特約には保険期間を通じて解約払戻金はありません。

低解約払戻金型終身保険の場合

- ◇低解約払戻金型終身保険は解約払戻金を低く設定しており、解約払戻金額は、解約払戻金を低く設定しない場合の 70%となります。
- ◇解約払戻金は契約年齢、性別、保険料払込年月数により計算します。解約払戻金は払込保険料の合計額より少ない金額となり、特に短期間で解約した場合は、まったくないか、あってもごくわずかです。

9 現在ご契約の保険契約を解約・減額したうえで新たなご契約の申込みをする場合、契約者にとって不利益となる事項があります

- ◇現在ご契約の保険契約を解約・減額したうえで新たな保険契約の申込みをする場合、次の事項について契約者にとって不利益となる場合がありますのでご注意ください。
 - ・多くの場合、解約、減額をしたときの払戻金は払込保険料の合計額より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約したときの払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
 - ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことになる場合があります。
 - ・新たな保険契約の申込みにあたっては告知義務があります。告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たな保険契約のお引受けができなかったり、その告知をしなかったために新たな保険契約が解除されることや、詐欺による取消しとなることがあります。
 - ・新たな保険契約については、入院や手術の原因となるケガや病気が責任開始期前に生じている場合、責任開始日から 3 年以内の自殺の場合等には、保険金・給付金のお支払いや保険料の払込みの免除ができないことがあります。

10 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

- ◇保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時の保険金額・給付金額等が削減されることがあります。
- ◇当社は「生命保険契約者保護機構」に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、ご契約時の保険金額・給付金額等が削減されることがあります。

11 保険金・給付金等をもれなく請求いただくために

保険金・給付金の支払事由等が生じた場合

- ◇保険金・給付金の支払事由や保険料の払込みの免除事由が生じた場合には、すみやかに当社までご連絡ください。
- ◇ご契約されている保険種類によっては複数の保険金・給付金の支払事由に該当することがありますので、支払可能性があると思われる場合や不明な点がある場合等にもご連絡ください。
- ◇当社からの重要なご案内を確実に伝えるよう、契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。
- ◇保険金・給付金の支払事由、保険料の払込みの免除事由、保険金・給付金をお支払いできない場合等の詳細は「ご契約のしおりー約款」をご確認ください。

指定代理請求特約が付加されている場合

- ◇被保険者が受取人の場合で、被保険者が保険金・給付金を請求できない特別な事情があるときは、あらかじめ指定された指定代理請求人（被保険者の配偶者、3親等内の親族等、当社の定める範囲で指定いただきます。）が被保険者の代理人として、保険金・給付金を請求することができます。
- ◇代理請求に関しては、指定代理請求特約の約款規定が優先して適用されます。（女性疾病保険、1年定期保険およびリビング・ニーズ特約の代理請求に関する約款規定は適用しません。）
- ◇万一の際に備え、指定代理請求人にご契約内容、支払事由および代理請求できる旨をあらかじめお伝えください。

12 保険証券について

- ◇保険証券不発行特約を付加した場合、保険証券の発行は行いません。ご契約の申込みを承諾した場合には、当社所定の電磁的方法により契約者に通知します。ご加入後のご契約内容は、当社所定の契約者様専用サイト（マイページ）でご確認いただけます。契約者様専用サイト（マイページ）で表示された内容が、申込内容と違ってないかご確認ください。もし、内容が相違していたり、不明な点などありましたら、当社または募集代理店までご連絡ください。保険証券不発行特約の解約はできません。保険証券不発行特約を付加した場合、保険期間を通じて保険証券は発行されませんので、ご注意ください。

13 生命保険契約は共済契約と区分して管理しています

◇当社が締結した生命保険契約は、承継により保有した共済契約とは損益を区分して管理しています。それぞれの損益の状況について決算終了後に作成されるディスクロージャー資料でお知らせします。

14 生命保険に関するお問い合わせ、苦情・ご相談は

◇生命保険に関するお問い合わせ、苦情・ご相談は楽天保険の総合窓口でお受けしています。

楽天保険の総合窓口
0120-977-010 （無料）
受付時間 9:00～18:00 年末年始を除く
※当社委託先が承ります。

◇この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

◇(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAX は不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)

◇なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

楽天生命保険株式会社

〒107-0062 東京都港区南青山 2-6-21 楽天クリムゾンハウス青山

1-2021-072(2022.4.2)